



「保安方針・保安目標・保安計画評価月間」3月1日～31日 にあたって

令和 7 年 2 月
那覇産業保安監督事務所
所 長 長 嶺 光 男

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、3月1日～31日までの
期間を「保安方針・保安目標・保安計画評価月間」として定め、保安運動を展開します。

令和6年度当初に策定した保安方針、保安目標、保安計画に対しての進捗や実施した取組の検討
結果について、1年間全体を通して振り返ると共に、4月から始まる次期保安目標や保安計画の策定
に反映させることを目的としています。

これは鉱山保安の継続的改善を図るため、鉱山保安マネジメントシステムにおける PDCA(Plan
計画 - Do 実施 - Check 評価 - Act 改善)サイクルにおいて、計画に基づき実施した取組をきちんと
と評価し(Check)、効率が悪かった活動や効果のなかった活動を見直し(Act)、次の計画(Plan)へ
反映させていくことが狙いであり、この PDCA を回すことで保安レベルがスパイラルアップ(継続的に
向上)することが期待されています。

経営者(鉱業権者)自らが保安方針の表明と自主保安の推進及び現場での安全文化の醸成・向
上に努めるなど、鉱山労働者とも理解の上でリーダーシップを発揮して進めていただきたいと思います。
す。

各鉱山におきましては鉱山規模に応じた保安方針と実現可能性のある保安計画の作成及び実行
力のある職場体制の構築をお願いします。

経営者はもとより全ての鉱山労働者全員がこの運動の主旨を理解し、沖縄経済の発展に必要な鉱
業の円滑な実施に向け、鉱山労働者が安心して働ける職場環境を作りましょう。

★ 保安方針、保安目標、保安計画を鉱山労働者に周知し、実行・達成しましたか？

- ・口頭、文書、電子メール等によって鉱山労働者への周知
- ・文書、ポスター等での掲示、コンピュータネットワークでの掲示等
- ・保安計画の実施結果の具体的な記載状況・記録状況

★ 保安目標、保安計画の実行、達成について評価し、必要な見直しを行いましたか？

- ・保安計画に基づき実行した取組の達成(実施)状況の定量的評価
- ・達成(実施)できなかった場合の原因調査と改善状況
- ・実施状況の定期的な監査等での確認及びその取組の改善、見直し状況
- ・定期的監査等の確認結果を踏まえた手順等全体の仕組みそのものの評価(有効
性評価)
- ・手順等の仕組み全体を見直すための手順書の策定状況
- ・仕組み等の評価・改善に当たっての保安委員会意見の反映状況
- ・評価や改善、見直し結果の記録状況

＜令和6年度 鉱山保安標語準入选作品＞

慣れた作業 ゆるむ心が 事故の元

山端 誠(城碎石鉱山)

保安運動「保安方針・保安目標・保安計画評価月間」の 実施要領

令和 7 年 2 月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期 間

令和7年3月1日(土)～31日(月)までの1月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、保安方針、保安目標の達成のために立案した保安計画が計画どおり実行されているか、期待する効果が現れているかを評価し、次の取組につなげていくことを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

- (1) 保安方針、保安目標、保安計画の鉱山労働者への周知、実行・達成
 - ・ 口頭、文書、電子メール等により鉱山労働者に周知したか。
 - ・ 文書、ポスター等の掲示若しくはコンピュータネットワークで掲示する等いつでも閲覧可能な状態にしているか。
 - ・ 保安計画の実施結果が具体的に記載・記録されているか。
- (2) 保安目標、保安計画の実行、達成についての評価、必要な見直し
 - ・ 保安目標の達成状況、保安計画に基づいて実行した取組の実施状況について、定量的に評価したか(パフォーマンス評価)。
 - ・ 達成(実施)できなかった場合、原因を調査し、達成するために改善等を実施したか。
 - ・ MSにおける各種取組が適切に実施されているか、定期的に監査等で確認を行い、必要がある場合はその取組の改善、見直しを行ったか。
 - ・ 定期的な監査等での確認結果を踏まえ、手順等の全体の仕組みそのものを評価したか(有効性評価)。
 - ・ 手順等の仕組み全体を見直すための手順はあるか。
 - ・ 全体の仕組み等の評価・改善に当たり、保安委員会又は鉱山労働者代表の意見を反映したか。
 - ・ 評価や改善、見直し等した結果は、記録しているか。

4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山の保安方針、保安目標、保安計画の評価実施を推進する。

また、保安方針、保安目標、保安計画を策定した地区では、その実施結果を評価する。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援をする。

保安運動「保安方針・保安目標・保安計画評価月間」推進票

令和7年 月 日

(鉾山名) 鉾山

点検者氏名

[点 検 項 目]

チェック

- (1) 保安方針、保安目標、保分計画の鉱山労働者への周知と実行・達成

- ① 口頭、文書、電子メール等により鉱山労働者に周知したか。〔 〕
- ② 文書、ポスター等の掲示若しくはコンピュータネットワークで掲示する等いつでも閲覧可能な状態にしているか。〔 〕
- ③ 実施した保安教育等は記録し、保存しているか。〔 〕
- ④ 保安計画の実施結果が具体的に記載・記録されているか。〔 〕

- (2) 保安目標、保安計画の実行、達成についての評価、必要な見直し

保安目標の達成状況、保安計画に基づいて実行した取組の実施状況

- ① について、定量的に評価したか(※パフォーマンス評価)。 []

※措置の実施状況に関する評価、実施結果の効果に対する評価

- ② 達成(実施)できなかった場合、原因を調査し、実施するために改善等
を実施したか。〔 〕

- ③ MSにおける各種取組が適切に実施されているか、定期的に監査等で確認を行い、必要がある場合はその取組の改善、見直しを行ったか。〔 〕

定期的な監査等での確認結果を踏まえ、手順等の全体の仕組みその

- ④ ものを評価したか(※有効性評価)。 []

※仕組(システム)全体として合理的に保安向上につながっているかの評価

- ⑤ 手順等の仕組み全体を見直すための手順はあるか。 []

- ⑥ 全体の仕組み等の評価・改善に当たり、保安委員会又は鉱山労働者代表の意見を反映したか。〔 〕

- ⑦ 評価や改善、見直し等した結果は、記録しているか。〔 〕